トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)

支給申請書等提出書類一覧表(兼)提出書類確認書

事業所名	:	
対象者名	:	

助成金申請時に提出していただく書類(令和3年4月1日以降に紹介を受けた場合)

No.	提出書類項目			事業主	労働局
1 2	□障害者トライアル雇用等結果報告書 兼 障害者トライアルコース・障害者短時間トライアル コース支給申請書(共通様式第2号) □支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) (障害者トライアル雇用・障害者短時間トライアル雇用)	・ボールペンでご記入ください。・所要の事項は記載されているか、記入もれがないかを確認してください。・申請前に様式裏面の注意事項の確認をして下さい。		枚	枚
3	□障害者トライアル雇用等実施計画書(共通様式第1号)	・安定所の受理印があるもの(写)を提出してください。 ・やむを得ない理由により実施計画書の内容変更を行う場合は 内容変更が生じる前に計画書の再提出が必要です。	枚	枚	枚
4	□雇用契約書(写)または雇入れ通知書(写)	・トライアル期間中は 有期契約 を締結してください。 ・対象者がトライアル雇用期間終了後、継続雇用する労働者 へ移行した場合には、 継続雇用の労働契約書(写)も必要 です。	枚	枚	枚
5	□出勤簿(写)またはタイムカード(写) (トライアル雇用実施期間分)	・対象者の出勤状況が確認できる書類 (時間外等がある場合、時間を確認できる書類も必要となります。)	枚	枚	枚
6	□賃金台帳(写) (トライアル雇用実施期間分)	・対象者に対して支払われた賃金について各種手当等が記載 されたもの(採用月の賃金を日割り計算している場合は、 その計算方法を余白部分に記入してください。)	枚	枚	枚
7	□トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・ 障害者短時間トライアルコース)勤務実態等申出書 (共通様式第2号(別添様式))		枚	枚	枚
8	□退職届(写) 又は労働者名簿(写) (離職年月日・離職理由が記載されているもの)	・対象者が退職している場合のみ必要 (離職年月日・離職理由が記載されていることが必要です。)	枚	枚	枚
9	□[トライアル雇用助成金 (障害者(短時間)トライアル コース) 関係]職業紹介証明書	・有料・無料職業紹介事業所が発行した職業紹介証明書 (ハローワーク紹介の場合は必要ありません。)	枚	枚	枚
10	□支払方法・受取人住所届 (共通要領 帳票種別32850)	・助成金の入金先の金融機関口座をご記入ください。 ・手書きの場合は消えないボールペンでご記入ください。 ・通帳の写し等、振込先の金融機関コード、支店名、口座番号が 確認できる書類を添付してください。	枚	枚	枚
11	口その他	・その他労働局長が必要と認める書類があった場合	枚	枚	枚
12	確認事項:雇入れ日前6カ月からトライアル雇用終了日まで解雇等事業主都合による離職者が (いない ・ いる)				
13	確認事項:労働関係帳簿(労働者名簿等)を整備・保管している事業主で (ある ・ ない)				
14	確認事項:国等の委託事業費から人件費が支払われている (いる ・ いない)				

助成金の支給申請については裏面をご覧下さい

- (注) 提出書類項目の□の中にチェックして、支給申請書及び添付書類がそろっているか確認していただき、<u>この支給申請書等</u> 提出書類一覧表を支給申請時に提出書類と併せて管轄の公共職業安定所(ハローワーク)へ持参してください。
- ・上記以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の不備や不明点がある場合等、連絡をさせていただく場合があります。
- ・上記の必要書類が全て提出されない場合は不支給になりますのでご注意ください。
- ・対象労働者が解雇等事業主の都合により申請期間の途中で離職された場合、助成金は支給できません。
- ・審査には $2\sim3$ ケ月程度かかりますのでご了承ください。審査後、支給(不支給)決定通知書にて結果をお知らせします。

助成金の支給申請について

イ 障害者トライアル雇用の場合

助成金の支給を受けようとする事業主は、障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日(対象者が精神障害者のトライアル雇用を実施した事業主等の場合は表1に示す起算日)から起算して2か月以内に報告書兼支給申請書(別添様式を含む。)、勤務実態等申出書(支給様式第2号)及び所定の添付書類等を障害者トライアル雇用等を行った事業所の所在地を管轄するハローワークを経由して管轄労働局長に提出しなければなりません。

なお、障害者トライアル雇用が終了する前に支給申請を行う場合、報告書兼支給申請書については、支給申請に係る項目のみを 記入し、「障害者トライアル雇用等の結果」欄については空欄で構いません。この場合、障害者トライアル雇用期間終了後に、 結果欄を記入した報告書兼支給申請書を再度提出する必要があります。

表1

事業主の種類		支給申請期間の起算日	
対象者が精神障害者の障	障害者トライアル雇用期間が 6か月以下の場合	障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日	
害者トライアル雇用を実施した事業主	障害者トライアル雇用期間が 6か月より長い場合	障害者トライアル雇用を開始してから6か月経過した 日(事業主が希望する場合は、障害者トライアル雇用 期間が終了した日)の翌日	
対象者がテレワーク勤務	障害者トライアル雇用期間が 3か月以下の場合	障害者トライアル雇用期間が終了した日の翌日	
による障害者トライアル 雇用を実施した事業主	障害者トライアル雇用期間が 3か月より長い場合	障害者トライアル雇用を開始してから3か月経過した 日(事業主が希望する場合は、障害者トライアル雇用 期間が終了した日)の翌日	
対象者が障害者トライアル雇用期間の途中で離職した場合		当該離職日の翌日	
対象者が障害者トライア/労働者へ移行した場合	レ雇用期間の途中で継続雇用する	当該継続雇用する労働者への移行日	

ロ 障害者短時間トライアル雇用の場合

助成金の支給を受けようとする事業主は、表2に示す起算日から起算して<u>2か月以内</u>に報告書兼支給申請書(別添様式を含む。) を事業所の所在地を管轄するハローワークを経由して管轄労働局長に提出しなければなりません。

なお、障害者短時間トライアル雇用期間が6か月より長い場合は、障害者短時間トライアル雇用終了後に一括して申請しても差し支えありません。

表 2

事業主の種類	支給申請期間の起算日
障害者短時間トライアル雇用期間が6か月以下の場合	障害者短時間トライアル雇用期間が終了した日の翌日
障害者短時間トライアル雇用期間が6か月より長い場合	障害者短時間トライアル雇用を開始してから6か月経 過後及びトライアル雇用期間が終了した日の翌日
対象者が障害者短時間トライアル雇用期間の途中で離職した場合	当該離職日の翌日
対象者が障害者短時間トライアル雇用期間の途中で継続雇 用する労働者へ移行した場合	当該継続雇用する労働者への移行日